

## 質問 No.4

- 事前了解の対象としている希釈放水設備については、その運用にあたり、処理途上水を二次処理してトリチウムを除く放射性核種が告示濃度比総和1未満を満足するまで放射性物質（トリチウムを除く）を低減することを前提としている。ついては、この前提条件をどのように実現するのか、処理途上水のタンク毎の濃度・保管量、タンク毎（濃度毎）の二次処理の方法・スケジュール等について具体的に説明願いたい。

## 回答 No.4

- ALPS処理水希釈放出設備で放水する水は、ALPSの除去対象である62核種にC14を加えた計63核種について、告示濃度限度比総和が1未満となっているALPS処理水を対象としている。また、告示濃度限度比総和が1を超えるものは二次処理を行い1未満としたのちALPS処理水希釈放出設備で放水する。放出設備運用開始当初は、すでに告示濃度限度比総和が1未満となっているALPS処理水を対象として放水し、タンク容量等に空きができたなら、二次処理を進めて行く方針としている。

質問 No.41

- 現状で告示濃度比総和が1を超えているタンク内貯蔵水（全貯水量の約70%）の浄化スケジュール、ALPSの処理能力及び測定・確認用設備からの放出スケジュールを関連付け、どのように浄化と放出を運用管理するのか説明のこと。

回答 No.41

- 放出設備運用開始当初は、すでに告示濃度限度比総和が1未満となっているALPS処理水を対象として放水し、タンク容量等に空きができれば、2次処理を進めて行く方針としている。